

## 消防団に関するよくある質問（Q & A）

Q 1 消防団と消防署との違いは？

A 1 消防署は、常備の機関であり、火災出動はもちろんのこと、救急車等での救急・搬送業務、またはその他の災害時における対応をしています。消防団は、非常備の消防機関として火災等の災害時に消防署と協力して活動を行い、平常時にも火災予防・防災活動などを行っています。

Q 2 消防団員になる資格は？

A 2 特別な資格はありません。市内に在住、在勤する 18 歳以上の健康な方なら、どなたでも入団することができます。

Q 3 消防団の活動内容は？

A 3 火災発生時の消火活動はもちろん、地震や風水害などの災害時の救助、救出、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎよにあたります。平常時は、消防訓練や広報活動などを行っています。また、消火訓練技術を披露する消防ポンプ操法大会も行われます。

Q 4 消防団員の身分や補償は？

A 4 消防団員になると非常勤特別職の地方公務員となり、年額の報酬と、火災や訓練に出場した場合は手当が支給されますし、5 年以上勤続して退団するときは、退職報償金が支給されます。また、活動中にケガなどをした場合は、公務員災害補償の対象となります。

Q 5 仕事が忙しくても、消防団活動に参加できますか？

A 5 現団員の中にも多忙な人はいますが、出られる範囲で消防団活動に出て頂いています。仕事など避けられない用事があればやむを得ませんし、その場合に参加を強要することもしていません。

Q 6 消防団に入って、何かいいことはありますか？

A 6 地域の人たち、様々な職種、様々な世代とのつながりが生まれます。消防団に入って、一気に地元の知り合いが増えたという人も少なくありません。その他、普通に仕事をしていたら決して出来ない人助けができる。それが消防団の大きな魅力です。